



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県企画総務部
総務監察課法制文書室

定期第798号 令和7年3月7日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
106	徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示	管財課
107	令和6年度徳島県一般会計補正予算(第8号)の要領を公表する件	財政課
108	知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件の一部を改正する件	こども未来政策課
109	徳島県私立学校審議会の委員の定数を定める件の一部を改正する件	同
110	介護医療院の廃止について届出があった件	長寿いきがい課
111	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
112	土地改良区の定款の変更を認可した件	農山漁村振興課
113	保安林の指定施業要件を変更する件	森林土木・保全課
114	道路の区域を変更する件	高規格道路課
115	道路の供用を開始する件	同
116	同	同
117	電線共同溝を整備すべき道路を指定した件	道路整備課

【教育委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
2	教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則		
3	徳島県教育職員免許状再授与審査会規則		

【公安委員会規則】

番 号	表	題	担当課名
2	徳島県警察組織規則の一部を改正する規則		

徳島県告示第百六号

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱の一部を改正する告示

徳島県政府調達苦情検討委員会設置要綱（平成八年徳島県告示第四百四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「入札・契約制度」を「入札及び契約の制度」に改め、同条第五項第二号中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この告示は、令和七年六月一日から施行する。

徳島県告示第百七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百十九条第二項の規定により、令和七年二月十二日徳島県議会の議決を経た令和六年度徳島県一般会計補正予算（第八号）の要領を次のとおり公表する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県企画総務部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第百八号

平成二十三年徳島県告示第百八十号（知事の所轄に属する学校法人の行うことのできる収益事業の種類を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第二十六条第二項（同法第六十四条第五項）を「第十九条第二項（同法第五十二条第六項）」に、「第六十四条第四項」を「第五十二条第五項」に改める。

一中「第二十六条第一項」を「第十九条第一項」に、「第六十四条第五項」を「第五十二条第六項」に改める。

徳島県告示第百九号

平成二十四年徳島県告示第四百二十九号（徳島県私立学校審議会の委員の定数を定める件）の一部を次のように改正し、令和七年四月一日から施行する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

「第十条第一項」を「第九条第一項」に改める。

徳島県告示第百十号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百十三条第二項の規定により、介護医療院の廃止について、次のとおり届出があった。
令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

三加茂田中病院介護医療院		介護医療院	開設者	サービスの種類	廃止の届出 の受理日	廃止年月日
名称	所在地					
三好郡東みよし町加茂一八八三 番地四	医療法人静可会	介護医療院	令和七年一月三 十一日	令和七年二月 二十八日		

徳島県告示第百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第一項の規定による届出があったので、同条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和七年三月七日から同年七月七日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤 田 正 純

一 届出の概要

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
名称 mac 勝浦店

所在地 勝浦郡勝浦町大字生名字神ノ木二九番一ほか

- 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲五九〇番地一	伊藤 慎太郎
氏名又は名称	住所	代表者の氏名
株式会社大屋	愛媛県西条市西田甲五九〇番地一	伊藤 慎太郎

- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

- 4 大規模小売店舗の新設をする日
令和七年十月十八日

- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
一、二六六平方メートル

- 6 大規模小売店舗の概要

届出事項	概要		
	施設の配置に関する事項	駐車場の自動	
施設の運営方法に関する事項	駐車場	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	駐輪場	収容台数	六〇台
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	荷さばき施設	収容台数	三〇台
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	廃棄物等の保	面積	一三二平方メートル
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	管施設	容量	一〇・六四立方メートル
		位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり
	小売業を行う者の開店時刻		午前九時
小売業を行う者の閉店時刻		午後十二時	
来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前八時三十分から翌日の午前零時三十分まで	
駐車場の自動	出入口の数	二箇所	

	車の出入口	位置	縦覧に供する添付書類に示すとおり 午前五時から午後十時まで
	荷さばき施設において荷さばき を行うことができる時間帯		

二 届出年月日

令和七年二月十七日

三 届出及び添付書類の縦覧

1 縦覧の場所

徳島県経済産業部企業支援課及び勝浦町企画交流課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページ

2 縦覧の期間 令和七年三月七日から同年七月七日まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経済産業部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県経済産業部企業支援課及び勝浦町企画交流課並びに徳島県経済産業部企業支援課ホームページにおいて公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第百十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条第二項の規定に基づき、土地改良区の定款の変更を認可したので、同条第三項の規定により次のとおり公告する。

令和七年三月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

土地改良区の事務所所在地及び名称	認可年月日
小松島市横須町 和田島土地改良区	令和七年二月十三日

徳島県告示第百十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

- 一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
海部郡牟岐町大字河内字にしかわまた一七四二の一、字西笹見一八三一、字はやまだに一七一九、字東笹見一八三〇の一、大字中村字清水一五四の四、一六〇の四
- 二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 三 変更後の指定施業要件
 - (一) 立木の伐採の方法
 - 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
字にしかわまた一七四二の一・字西笹見一八三一・字はやまだに一七一九・字東笹見一八三〇の一・字清水一五四の四・一六〇の四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）
 - 2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - 3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県農林水産部森林土木・保全課及び牟岐町役場に備え置いて縦覧に供する。）

徳島県告示第百十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
四九二号	美馬市木屋平字大北六一六番五 七地先から 同 四地先まで 六一六番一	旧	一八・〇〇二七・六	一三四・七
同		新	二七・九〇四六・六	一三四・七

徳島県告示第百十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局美馬庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類 一般国道

路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
四九二号	美馬市木屋平字大北六一 六番五七地先から 同 六番一四地先まで 六一	一三四・七	令和七年三月七日

徳島県告示第百十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、徳島県西部総合県民局三好庁舎において、令和七年三月七日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年三月七日

徳島県知事

後藤田

正

純

道路の種類 県道

271	整理 番号	路線名	区 間	延 長 (メートル)	供用開始の期日
		栗山殿野	三好市山城町白川字日浦込四 六四番一地从先から 同 五九番五地先まで 四	二二〇・二	令和七年三月七日

徳島県告示第百十七号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成七年法律第三十九号）第三条第一項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第四項の規定により次のとおり公示する。

令和七年三月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

道路の種類	路線名	区 間
県道	徳島鴨島	徳島市徳島町城内六番八一地先から 同 下助任町四丁目一八番六地先まで
県道	沖ノ洲徳島本町	徳島市徳島本町三丁目四番二地先から 同 徳島本町二丁目四五番一地先まで

徳島県教育委員会規則第二号

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

教育職員免許に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許に関する規則（平成元年徳島県教育委員会規則第十号）の一部を次のように改正する。

第十一条の次に次の一条を加える。

（特定免許状失効者等に係る免許状の再授与の出願）

第十一条の二 法第十六条の二に規定する免許状の再授与を願い出ようとする者は、第二条から第五条まで、第九条又は第十条に規定する書類のうち当該再授与に係る免許状の種類等に対応するもののほか、授与権者が別に定める教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和三年法律第五十七号）第二十一条第一項に規定する場場合に該当することを証する書類を授与権者に提出しなければならない。

様式第三号備考中「肄齋」を「苾肄」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。ただし、様式第三号の改正規定は、同年六月一日から施行する。

徳島県教育委員会規則第三号

徳島県教育職員免許状再授与審査会規則を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県教育委員会教育長 中 川 斉 史

徳島県教育職員免許状再授与審査会規則

(趣旨)

第一条 この規則は、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号。以下「省令」という。）第六条の規定に基づき、徳島県教育職員免許状再授与審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第二条 審査会は、委員五人以内で組織する。

(委員)

第三条 省令第三条第一項の児童生徒性暴力等に関する学識経験を有する者は、次に掲げる者とする。

- 一 医療、心理、福祉又は法律に関する専門的な知識及び経験を有する者
- 二 その他徳島県教育委員会が適当と認める者
- 2 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会議)

第四条 審査会の会議は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して会議への出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 3 審査会の会議は、公開しない。
- 4 委員は、自己が直接の人間関係又は特別の利害関係を有する事件については、その議事に加わることができない。

(庶務)

第五条 審査会の庶務は、教職員課において処理する。

(雑則)

第六条 この規則に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第二号

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年三月七日

徳島県公安委員会委員長 岡 田 好 史

徳島県警察組織規則の一部を改正する規則

徳島県警察組織規則（昭和四十三年徳島県公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

第八条に次の一項を加える。

2 生活安全企画課に、許可事務指導室を置く。

第九条第十六号中「第十五号」を「前号」に改め、同条に次の一項を加える。

2 許可事務指導室は、前項に掲げる事務のうち第四号から第八号までの事務をつかさどる。

第十条中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第二十五条中第四号を第五号とし、第三号を第四号とし、第二号の次に次の一号を加える。

三 雑踏警備に関すること。

第二十八条第三項の表以外の部分中「人材育成推進室」の下に「、許可事務指導室」を加え、同項の表人材育成推進室の部の次に次のように加える。

許可事務指導室	許可事務指導室長	上司の命を受けてその所掌に属する事務を掌理する。	警視又は警察官以外の警察職員
	指導官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警部
	専門官	上司の命を受けて高度な知識又は経験を必要とする事務を処理する。	警察官以外の警察職員
	室長補佐	上司の命を受けて担当する事務を処理する。	警部又は警察官以外の警察職員

第二十八条第四項の表刑事企画課の部刑事企画管理官の項の次に次のように加える。

捜査支援分析管理官	犯罪捜査の支援分析に関すること。	
	警	視

第三十一条の表副署長の項の次に次のように加える。

広聴官	上司の命を受けて署における広聴事案及び市民か	警視又は警部
-----	------------------------	--------

らの相談事案に関する事務を処理する。

第三十一条の表広聴官の項を削り、同表課長代理の項中「又は警部補」を「警部補又は警察官以外の警察職員」に改める。

附則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。